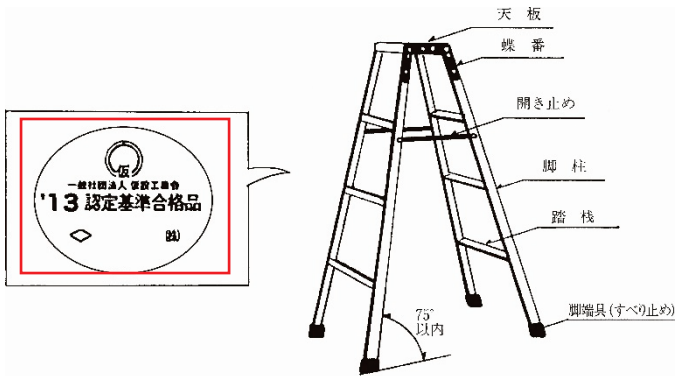
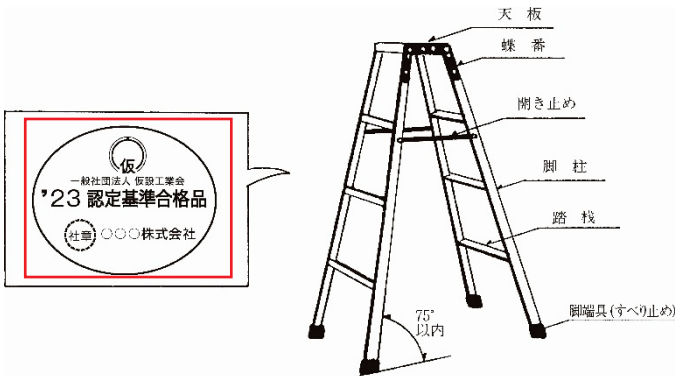
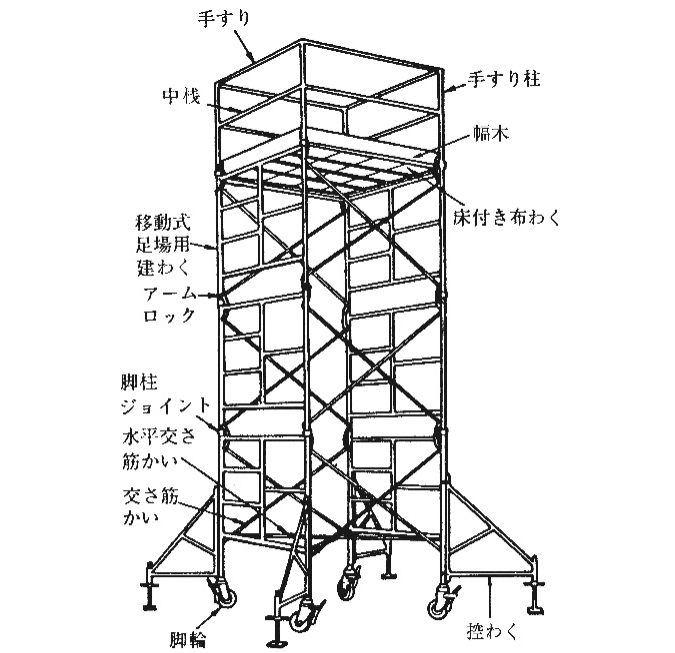
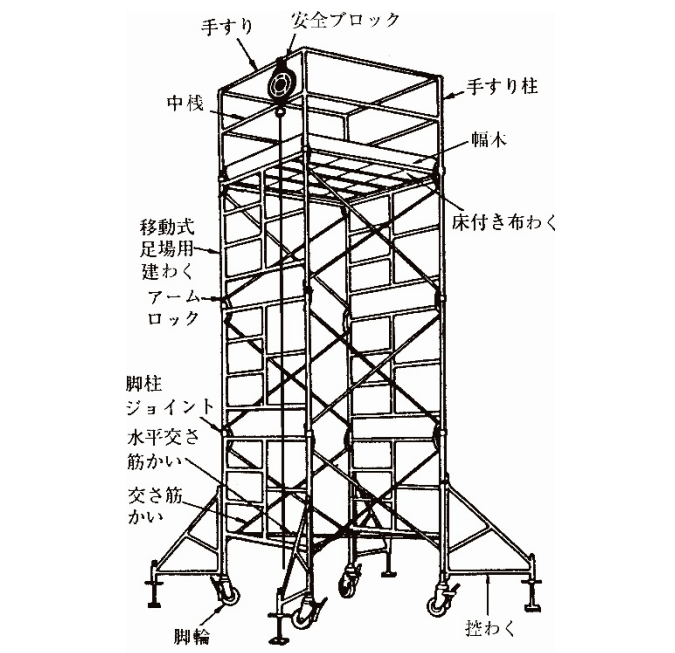


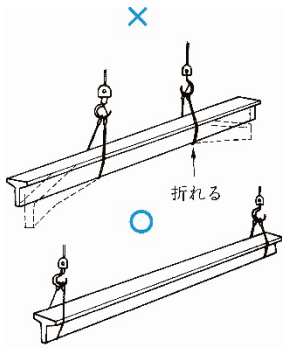
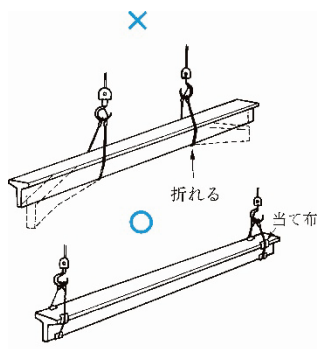
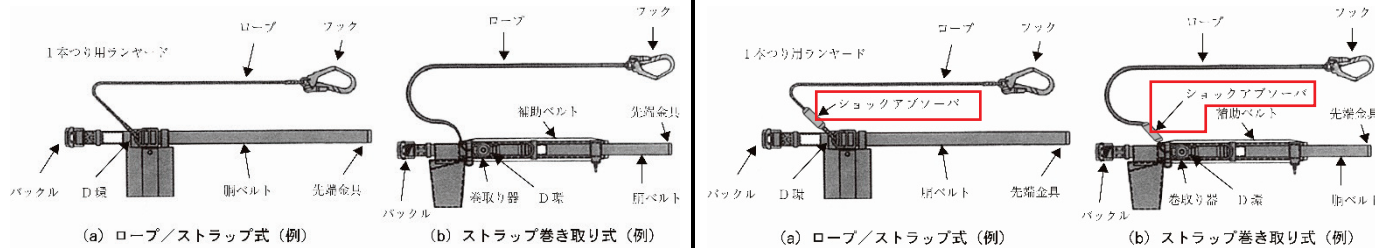
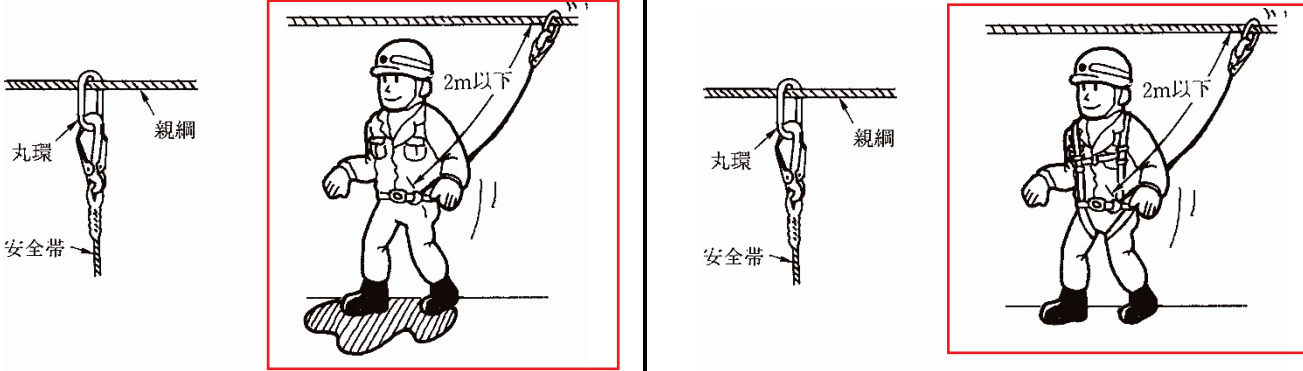
＜新旧対照表＞ 第 5 版（令和 6 年 6 月 19 日）

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加部分は、下線部を参照してください。

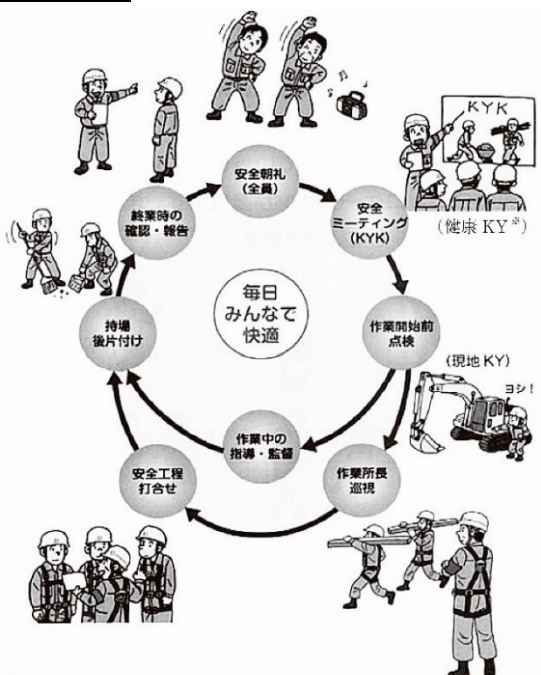
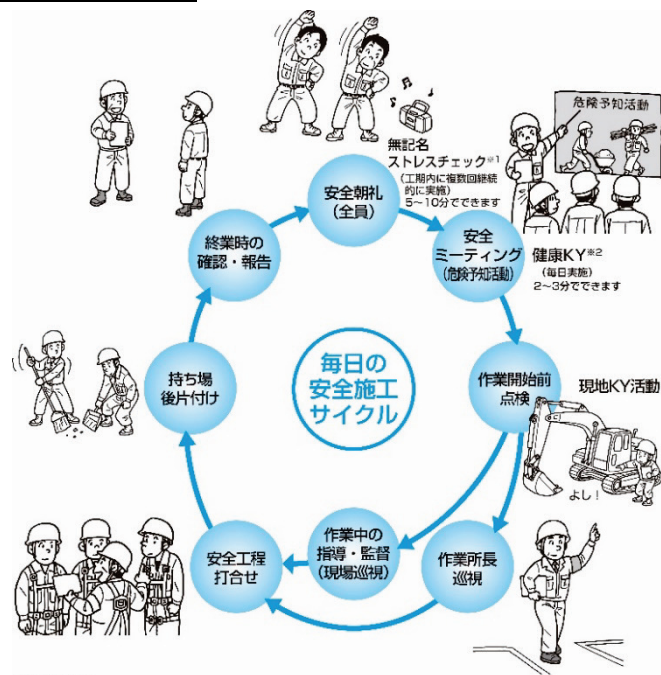
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 第 4 版 2 刷(令和 3 年 10 月 8 日)	(新版) 第 5 版(令和 6 年 6 月 19 日)
[表記・用語の統一 (例:職場→事業所 など)] ※旧版から新版への変更にあたり、「表記・用語の統一」はありません。	

(旧版) 第 4 版 2 刷(令和 3 年 10 月 8 日)			(新版) 第 5 版(令和 6 年 6 月 19 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
6	上から 12 行目	上下水道・ <u>灌漑</u> 用排水等の通路となる橋	6	上から 12 行目	上下水道・ <u>灌漑</u> ^{かんがい} 用排水等の通路となる橋
125	図 5-8	(赤枠内を右記の図に差し替え)	125	図 5-8	
 図 5 - 8 脚立の構造			 図 5 - 8 脚立の構造		
128	図 5-12	(右記の図に差替え)	128	図 5-12	
 図 5 - 12 ローリングタワーの例			 図 5 - 12 ローリングタワーの例		

(旧版) 第4版2刷(令和3年10月8日)			(新版) 第5版(令和6年6月19日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
161	図 5-50 (PC 桁 の例)	(右記の図に差替え)  PC桁の例	161	図 5-50 (PC 桁 の例)	 PC桁の例
206	上から 16 行目	④ 足場及び型わく支保工等の脱落、緩み、沈下等 <u>の点検を行う。</u>	206	上から 16 行目	④ 足場及び型わく支保工等の脱落、緩み、沈下等 <u>について指名された者が</u> 点検を行う。
207	上から 15 行目 右記下線 部を追加	手袋（軍手）が使用されているが、鋼材等を取り扱う場合は、皮手袋の使用が望ましい。	207	上から 15 行目	手袋（軍手）が使用されているが、鋼材等を取り扱う場合は、皮手袋、 <u>錆止めを塗布する際には化学防護手袋</u> の使用が望ましい。
209	図 6-15	(赤枠内を追記)	209	図 6-15	 図 6-15 胴ベルト型安全帯（1 本つり用）の例
211	図 6-19	(赤枠内を右記の図に差し替え)	211	図 6-19	 図 6-19 丸環及び親綱の使用の例

(旧版) 第4版2刷(令和3年10月8日)			(新版) 第5版(令和6年6月19日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
212	図 6-20	(右記の図に差替え)	212	図 6-20	
頭上注意 足もと注意 開口部注意 感電注意 安全帯使用 保護帽着用 立入禁止 整理整頓 積載荷重 消火器 喫煙所 禁煙 火気厳禁 墜落注意 担架 分別励行 駐車禁止 酸欠注意 安全通路 昇降階段 休憩所			立入禁止 禁煙 火気厳禁 駐車禁止 一般禁止 頭上注意 足もと注意 開口部注意 感電注意 墜落注意 路肩注意 酸欠注意 有機溶剤使用中 一般注意 安全帯使用 保護帽着用 一般指示 整理整頓 最大積載荷重 喫煙所 担架 安全通路 昇降階段 休憩所 消火器 警報設備 AED設置場所		
(1) 立入禁止 (2) 禁煙 (3) 火気厳禁 (4) 駐車禁止 (5) 一般禁止 (6) 頭上注意 (7) 足もと注意 (8) 開口部注意 (9) 感電注意 (10) 墜落注意 (11) 路肩注意 (12) 酸欠注意 (13) 有機溶剤使用中 (14) 一般注意 (15) 安全帯使用 (16) 保護帽着用 (17) 一般指示 (18) 整理整頓 (19) 最大積載荷重 (20) 喫煙所 (21) 担架 (22) 安全通路 (23) 昇降階段 (24) 休憩所 (25) 消火器 (26) 警報設備 (27) AED設置場所			図 6-20 建災防統一安全標識		

(旧版) 第4版2刷(令和3年10月8日)			(新版) 第5版(令和6年6月19日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
232	上から 12行目 右記下線 部を追加	皆、身体の調子はよいかね。どうだFさん。	232	上から 12行目	皆、身体の調子はよいかね。 <u>朝ごはんはしっかり食べてきたかな。</u> どうだFさん。
232	上から 13行目 右記下線 部を追加	作業者(F) 早く寝たから疲れがとれて快調だよ。	232	上から 13行目	作業者(F) 早く寝たから疲れがとれて快調だよ。 <u>朝はごはん、みそ汁をおかわりしました。</u>
232	上から 15行目 右記下線 部を追加	全 員 いいですよ。	232	上から 15行目	全 員 <u>しっかり食べて、よく寝たから調子いいですよ。</u>
236	安全施工 サイクル 活動	(右記の図に差替え)	236	安全施工 サイクル 活動	
 ※健康 KY 健康 KY は、安全ミーティング時に職長・安全衛生責任者が、作業員への問いかけ（睡眠、食欲、身体）により、健康状態を確認する。 安全施工サイクル活動			 ※健康 KY 健康 KY は、安全ミーティング時に職長・安全衛生責任者が、作業員への問いかけ（睡眠、食欲、身体）により、健康状態を確認する。 安全施工サイクル活動		
261	下から 7行目	条の 2 の場所において行われるものに限る。)	261	下から 7行目	条の 2 の 2 の場所において行われるものに限る。)

(旧版) 第4版2刷(令和3年10月8日)			(新版) 第5版(令和6年6月19日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
282	下から 7行目の 次行	(右記の文章を追加)	282	下から 6行目	(本足場の使用) <u>第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。</u>
286	上から 10行目 右記下線 部を追加	第567条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を	286	上から 13行目	第567条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して、</u> その日の作業を
286	上から 14行目 右記下線 部を追加	部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前	286	上から 18行目	部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して、</u> 作業を開始する前
286	上から 15行目	に、次の事項について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	286	上から 19行目	に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
286	下から 6行目 右記下線 部を追加	1 当該点検の結果	286	下から 2行目	1 当該点検の結果 <u>及び点検者の氏名</u>
286	下から 3行目 右記下線 部を追加	第568条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、	287	上から 2行目	第568条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して、</u> その日の作業を開始する前に、
286	下から 2行目	前条第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	287	上から 4行目	前条第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について、点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。